

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 認定の申請にかかる図書及び部数

次の表の左欄に掲げる申請等の種類毎に、同表の右欄の部数の申請書等（添付図書等を含む。）を揃えて提出してください。

申請等の種類		申請書等（添付図書等を含む。）の部数	
		正本	副本
認定申請	(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画（変更）認定申請書	1部	1部
	建築確認申請書、計画変更確認申請書 ※法第35条第2項の申し出があるときは併せて提出	1部	2部
	(2) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請書	1部	1部
届出（申出）	(1) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更届出書（県様式第20号）	1部	1部
	(2) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出書（県様式第25号）	1部	—
	(3) 認定申請を取り下げる旨の届出書（県様式第28号）	1部	—
報告	(1) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事が完了した旨の報告書（県様式第21号）	1部	—
	(2) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の状況等に関する報告書（県様式第23号）	1部	—
	(3) 建築物又は住戸の名義を変更する旨の報告書（県様式第26号）	1部	—

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画（変更）認定申請【法第34条（第36条）関係】

(1) 申請書類（一戸建ての住宅の場合）

- ① 認定申請書（省令様式第三十三）変更の場合は、変更認定申請書（省令様式第三十五）
- ② 設計内容説明書（省エネ基準に適合するものであることの説明）
- ③ 付近見取図
- ④ 配置図
- ⑤ 仕様書（仕上げ表を含む。）
- ⑥ 各階平面図
- ⑦ 床面積求積図
- ⑧ 用途別床面積表
- ⑨ 立面図
- ⑩ 断面図または矩計図
- ⑪ 各部詳細図
- ⑫ 各種計算書
- ⑬ 機器表（空気調和設備、機械換気設備、照明設備、給湯設備、その他設備）
- ⑭ 系統図（空気調和設備、機械換気設備、給湯設備、その他設備）
- ⑮ 制御図（空気調和設備、機械換気設備、照明設備、給湯設備、その他設備）

(注) 変更認定申請にあつては、添付図書は変更に係るもののみを要します。

(2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の技術的審査等の活用について

富山県では登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の技術的審査等を活用しています。以下の書類のいずれかを添付した場合、所管行政庁における審査期間が短縮され、認定手数料が減額されます。

- ① 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下、「登録省エネ判定機関」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が、法第 35 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを証する書面

（注 1）適合証及び添付図書は登録省エネ判定機関又は登録住宅性能評価機関の確認印等があるものを提出してください。

- ② 住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書の写し

（注 1）日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）別表 1 の断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 5 に適合しているもの

（注 2）法律の施行の際現に存する建築物については、別表 1 の一次エネルギー消費量等級 4 又は等級 5 に適合しているもの

（注 3）添付図書は登録住宅性能評価機関の確認印等があるものの写しに限ります。

- ③ BELS 評価書の写し

（注 1）建築物全体を評価しているものであって、一次エネ消費量基準に適合しているものに限ります。また住宅にあつては、これに加え、外皮基準に適合しているものに限ります。

2. 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請【法第 41 条関係】

(1) 申請書類（一戸建ての住宅の場合）

- ① 認定申請書（省令様式第三十七）
② 説明書
③ 上記 1. (1) の③から⑮まで

(2) 登録省エネ判定機関等の技術的審査等の活用について

富山県では登録省エネ判定機関等の技術的審査等を活用しています。以下の書類のいずれかを添付した場合、所管行政庁における審査期間が短縮され、認定手数料が減額されます。

- ① 登録省エネ判定機関又は登録住宅性能評価機関が、法第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書面

（注 1）適合証及び添付図書は登録省エネ判定機関又は登録住宅性能評価機関の確認印等があるものを提出してください。

- ② 建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 25 条第 2 項の通知書の写し及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項若しくは第 18 条第 18 項に規定する検査済証の写し（以下「検査済証の写し」という。）

- ③ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 54 条第 1 項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号）第 43 条第 2 項の通知書の写し及び検査済証の写し

- ④ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 3 項に規定する建設住宅性能評価書の写し

（注 1）日本住宅性能表示基準別表 1 又は別表 2 の断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 4 又は等級 5 に適合しているもの

（注 2）法律の施行の際現に存する建築物については、別表 1 又は別表 2 の一次エネルギー

消費量等級3、等級4又は等級5に適合しているもの

⑤ BELS 評価書の写し及び検査済証の写し

(注1) 建築物全体を評価しているものであって、一次エネ消費量基準に適合しているものに限ります。また住宅にあっては、これに加え、外皮基準に適合しているものに限ります。